

山梨県国民健康保険運営方針(案)		国保運営協議会における審議
記載事項		
国民健康保険運営方針に関する基本的な事項		第2回(2月23日)
1 策定の趣旨	(1)市町村国民健康保険の現状と課題	
	(2)改正法による国民健康保険の都道府県単位化	
	(3)国民健康保険運営方針の策定	
2 策定の根拠規定		
3 策定年月日		
4 検証・見直し		
国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し		
1 医療費の動向と将来の見通し	(1)被保険者の年齢構成	
	(2)所得の状況	
	(3)医療費の動向	
	(4)市町村ごとの保険料(税)水準の状況	
	(5)保険料(税)の収入状況	
	(6)財政の状況	
	(7)将来の見通し	
2 財政収支の改善に係る基本的な考え方	(1)法定外一般会計繰入等	
	(2)県国民健康保険特別会計の収支バランス	
3 赤字解消・削減の取組、目標年次等	(1)赤字の解消・削減に向けた取組	
	(2)赤字の解消・削減の目標年次	
4 財政安定化基金の運用	(1)運用ルールの基本的な考え方	
5 PDCAサイクルの実施	(1)事業の継続的な改善に向けたPDCAサイクルを循環させるための基本的な取組方針	
	(2)県としての取組	

都道府県国民健康保険運営方針策定要領	
記載事項	趣旨
基本的事項	記載事項の前提として、国保運営方針の基本的な事項を定めることが望ましい。 記載事項については、国民健康保険法第82条の2第2項第3項に定められている。
策定の目的	都道府県とその県内の各市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要がある。
策定の根拠規定	国民健康保険法第82条の2に基づき都道府県が定める。
策定年月日	施行日の前日までに国保運営方針を定める。
見直し時期の目安	少なくとも3年ごとに検証を行い、必要がある場合には、これを見直すことが望ましい。
(1)国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	国保の財政収支の基礎となる情報である医療費の見通しや国保財政の見通し等を定める。
医療費の動向と将来の見通し	中長期的に安定的な国保財政を運営していくためには、これまでの医療費の動向を把握し、将来の国民健康保険財政の見通しを示すとともに、その要因の分析を行うことが重要である。 都道府県全体の国民健康保険における医療費の動向などについて記載する。
財政収支の改善に係る基本的な考え方	市町村や県の財政運営や国保特別会計の考え方を示す。解消・削減すべき対象としての「赤字」の範囲について認識の共有を図る。
赤字解消・削減の取組、目標年次等	保険料の適正な設定等により、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定める。赤字市町村については、赤字についての要因分析を行う。県は、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定める。
財政安定化基金の運用	財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、県に財政安定化基金を設置し、県及び市町村に対し、貸付又は交付を行う。
PDCAサイクルの実施	国保運営方針に基づき実施する事業の継続的な改善に向けたPDCAサイクルを循環させるために、必要な指導・助言を行う。

山梨県国民健康保険運営方針(案)		国保運営協議会における審議
記載事項		
市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項		第3回
1 現状の把握		
2 標準的な保険料(税)算定方式等	(1)納付金の算定に必要な係数等	
	(2)標準保険料(税)率の算定に必要な係数等	
3 標準的な収納率の設定		
4 保険料(税)率の一本化		
市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項		第3回
1 現状の把握	(1)保険料(税)の収納率の推移	
	(2)収納対策の実施状況	
2 収納対策	(1)収納率目標	
	(2)目標達成のための取組	
市町村における保険給付の適正な実施に関する事項		第3回
1 現状の把握		
2 レセプト点検の充実強化に関する事項	(1)市町村における充実強化	
	(2)市町村への指導・助言	
	(3)保険医療機関等への指導	
	(4)国民健康保険団体連合会の取組	
3 療養費の支給の適正化に関する事項		
4 保険医療機関等による大規模な不正が発覚した場合に関する事項		
5 第三者求償の取組強化に関する事項	(1)被害届提出の励行	
	(2)体制の強化	
6 高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項	(1)世帯の継続性に係る判定	

都道府県国民健康保険運営方針策定要領	
記載事項	趣旨
(2)市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項	将来的な保険料負担の平準化を進めるための県における1つの指標として、保険料の標準的な算定方法を定める。
現状の把握	各市町村の現状の設定状況等に関するデータを記載する。
標準的な保険料算定方式	各市町村の実態も踏まえて、市町村における標準的な保険料算定方式を定める。
標準的な収納率	各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準としつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定する。
地域の実情に応じて保険料率を一本化する場合の取扱い	市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて、二次医療圏ごと、都道府県ごとに保険料率を一本化することも可能としている。
(3)市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項	市町村が収納率を向上させ、必要な保険料を徴収することができるよう、徴収事務の適正な実施のため取り組む事項等を定める。
現状の把握	収納対策の実施状況に関するデータを記載する。
収納対策	各市町村における収納率を向上させる観点から、収納率目標を定める。収納対策の強化に資する取組を定める。
(4)市町村における保険給付の適正な実施に関する事項	国保財政を「支出面」から管理する上で、保険給付の実務が法令に基づく統一的なルールに従って確実に行われ、必要な者に必要な保険給付が着実になされるようにするために取り組む事項等を定める。
現状の把握	保険給付の適正な実施に関するデータを記載する。
レセプト点検の充実強化に関する事項	レセプト点検の充実強化に資する取組を定める。
療養費の支給の適正化に関する事項	療養費の支給の適正化に資する取組を定める。
都道府県による保険給付の点検、事後調整	地域の実情に応じて、都道府県としての広域性・専門性が発揮されるものについて定める。
第三者求償や過誤調整等の取組強化に関する事項	第三者求償事務の取組強化に資する取組を定める。
高額療養費の多数回該当の取扱いに関する事項	地域の実情に応じ、世帯の継続性に係る判定などについて定める。

山梨県国民健康保険運営方針(案)		国保運営協議会における審議
記載事項		
医療費の適正化の取組に関する事項		第4回
1 現状の把握	(1) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況	
	(2) 後発医薬品の使用及び差額通知等の実施状況	
	(3) 重複受診、頻回受診等への訪問指導等の実施状況	
	(4) 糖尿病性腎症の重症化予防事業の実施状況	
	(5) データヘルス計画の策定状況	
2 医療費の適正化に向けた取組	(1) 医療費適正化対策の充実強化につながる取組	
3 医療費適正化計画との関係		
市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項		
1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	(1) 国保保険者標準事務処理システムの活用	
	(2) 国民健康保険団体連合会の共同事業として実施する事業	
	(3) 県が実施する事業	
保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項		
1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携		
施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項に関する事項		
1 国民健康保険運営に係る施策の実施のために必要な取組	(1) 山梨県市町村国民健康保険連携会議・WGの開催	
	(2) 各種研修会の実施	
	(3) 国民健康保険主管課長会議の開催	

都道府県国民健康保険運営方針策定要領	
記載事項	趣旨
(5) 医療費の適正化の取組に関する事項	国保の財政運営に当たり、「支出面」の中心である医療費について適正化を行い、国保財政の基盤を強化するための取組等を定める。
現状の把握	医療費適正化対策に関するデータを記載する。
医療費適正化に向けた取組	医療費適正化対策の充実強化に資する取組を定める。
医療費適正化計画との関係	都道府県医療費適正化計画に定められた取組の内容との整合を図る。
(6) 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項	市町村が担う事務について、都道府県が中心となり市町村の事務の広域化・効率化を推進するため必要な取組を定める。
1 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化に資する取組を定める。
(7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項	医療保険以外の保健・介護・福祉分野等の諸施策との連携の取組を定める。
保健医療サービス・福祉サービス等との連携	保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的連携に関する取組を定める。
(8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項	国保運営に係る施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項について定める。